

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 8月13日
【会社名】	株式会社ペッパーフードサービス
【英訳名】	PEPPER FOOD SERVICE CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 CEO 一瀬 邦夫
【本店の所在の場所】	東京都墨田区吾妻橋三丁目3番2号
【電話番号】	(03)3829 3210(代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部 総務人事部長 猿山 博人
【最寄りの連絡場所】	東京都墨田区吾妻橋三丁目3番2号
【電話番号】	(03)3829 3210(代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部 総務人事部長 猿山 博人
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 9,388,600円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払 い込むべき金額の合計額を合算した金額 1,009,792,600円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及 び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株 予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際し て払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少しま す。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券(第2回新株予約権証券)】

(1)【募集の条件】

発行数	314個(新株予約権1個につき1,000株)
発行価額の総額	9,388,600円
発行価格	新株予約権1個につき29,900円(新株予約権の目的である株式1株当たり29.9円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成26年8月29日(金)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ペッパーフードサービス 総務人事部 東京都墨田区吾妻橋三丁目3番2号
払込期日	平成26年8月29日(金)
割当日	平成26年8月29日(金)
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 押上駅前支店

- (注) 1. 第2回新株予約権証券(以下、「本新株予約権」という。)の発行については、平成26年8月13日(水)開催の当社取締役会決議によるものであります。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
4. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社ペッパーフードサービス 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社の単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式314,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。))は1,000株とする。)。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額(同欄第2項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日まで、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日まで上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、3,186円とする。ただし、本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p>

普通株式について株式の分割により株式をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項第(2)号 から までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項(2)号 から にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所マザーズ市場(以下、「マザーズ」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

	(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	1,009,792,600円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成26年8月29日から平成28年8月28日(但し、行使期間最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。但し、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄に定める組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社ペッパーフードサービス 総務人事部 東京都墨田区吾妻橋三丁目3番2号 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 押上駅前支店
新株予約権の行使の条件	1. 本新株予約権の行使によって取得することとなる株式数が、本新株予約権の発行決議日時点における当社発行済株式総数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分にかかる新株予約権の行使はできない。 2. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 3. 各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下、「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。</p> <p>新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件 本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。</p> <p>新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。</p>
--------------------------	--

(注) 1. 本新株予約権の行使指示

当社は、割当予定先と締結されるコミットメント条項付き第三者割当契約(以下、「本契約」という。)に基づき、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)のマザーズにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の一定割合を超過した場合(かかる場合を以下、「条件成就」という。)、市場環境及び他の資金調達手法等を総合的に検討し、当社普通株式の出来高数に連動した一定個数を上限に、本新株予約権の行使を指示(以下、「行使指示」という。)することができます。行使指示を受けた割当予定先は、原則として10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使します。

具体的には、各行使指示は、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)のマザーズにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%(4,141円)を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日のマザーズにおける当社株式の出来高の15%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

また、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)のマザーズにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%(4,779円)を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日のマザーズにおける当社株式の出来高の20%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

なお、本契約に基づく行使指示の株数は、直近7連続取引日(条件成就の日を含む。)の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計が、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社(以下、「マイルストーン社」という。)と当社の代表取締役社長である一瀬邦夫が締結した株式貸借契約の範囲内(100,000株)とすることとしております。

2. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額(以下、「出資金総額」とい

う。)を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとします。

(2)本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

3.本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、上記2「本新株予約権の行使請求の方法」(1)の行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金されたときに発生する。

4.本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

5.その他

(1)会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2)上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。

(3)本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3)【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,009,792,600	5,792,600	1,004,000,000

(注)1.払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額(9,388,600円)に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(1,000,404,000円)を合算した金額であります。

2.発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3.発行諸費用のうち、主なものは、本新株予約権の発行に伴う価格算定費用であります。発行諸費用の概算額の内訳は、新株予約権評価費用3,500,000円、登記関連費用200,000円及びその他諸費用(株式事務手数料・外部調査費用)2,092,600円となります。なお、発行諸費用の概算額は、想定される最大の金額であり、本新株予約権の行使が行われなかった場合、上記登記関連費用及び株式事務手数料は減少します。

4.本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

(2)【手取金の使途】

具体的な使途	想定金額 (百万円)	支出予定時期
いきなり！ステーキ新規出店(東京都・赤坂)	35	平成26年9月
いきなり！ステーキ新規出店(東京都・新橋)	37	平成26年9月
いきなり！ステーキ新規出店(東京都・吉祥寺)	15	平成26年9月
いきなり！ステーキ新規出店(東京都・新宿西口)	36	平成26年9月
いきなり！ステーキ新規出店(東京都・錦糸町)	31	平成26年10月
いきなり！ステーキ新規出店9店舗(東京都)	315	平成26年10月～平成27年1月
いきなり！ステーキ新規出店7店舗(東京都)	245	平成27年2月～平成27年6月
いきなり！ステーキ新規出店2店舗(神奈川県)	70	平成27年2月～平成27年6月
いきなり！ステーキ新規出店(埼玉県)	35	平成27年2月～平成27年6月
牛たん仙台なとり新規出店(愛知県)	28	平成26年10月～平成26年12月
牛たん仙台なとり新規出店(千葉県)	26	平成26年11月～平成27年1月
牛たん仙台なとり新規出店(東京都)	26	平成26年12月～平成27年2月
牛たん仙台なとり新規出店(埼玉県)	25	平成26年12月～平成27年2月
牛たん仙台なとり新規出店(京都府)	27	平成27年4月～平成27年6月
牛たん仙台なとり新規出店(兵庫県)	28	平成27年4月～平成27年6月
牛たん仙台なとり新規出店(広島県)	25	平成27年4月～平成27年6月

(注) 手取金約1,004百万円は、今後本新株予約権の権利行使期間である2年間(平成26年8月29日～平成28年8月28日)においてレストラン事業の「いきなり！ステーキ」業態及び「牛たん仙台なとり」業態の新規出店費用に使用することを予定しております。

「いきなり！ステーキ」業態の新規出店の為の投資：819百万円

「いきなり！ステーキ」は、主に路面店で展開をしている量り売りスタイルの立ち食いステーキ専門店であり、昨年の12月に1号店として銀座4丁目にオープンし、当期は7月末までに東京都に5店舗、千葉県に1店舗の計6店舗をオープンしており、いずれの店舗もお客様に高い支持を頂いております。「いきなり！ステーキ」は、設備投資金額がほぼ同等のペッパーランチ業態に比べ、売上高は、約4倍から6倍となっており、投資効率は高いと判断しております。このような状況を踏まえ年内30店舗出店(内直営20店舗)を予定しております。本新株予約権による調達資金は、平成26年8月以降の出店予定である14店舗(469百万円)及び平成27年の上半期に出店予定である10店舗(350百万円)に使用する予定です。

「牛たん仙台なとり」業態の新規出店の為の投資：185百万円

「牛たん仙台なとり」は、主に大型ショッピングセンター内で展開している炭火焼の牛たん専門店であり、平成26年5月にアリオ蘇我店(千葉県千葉市)がオープンし、合計6店舗(平成26年7月末現在)となりました。立地によって様々ではありますが、内4店舗は、売上、営業利益率ともに高く、特に好調なフードコート形態である和歌山店に関しては、売上高はペッパーランチ事業のフードコート形態店舗に比べ約4倍から5倍の売上高となっており、営業利益率約20%を計上する好業績となっております。内2店舗は現在メニュー価格や食材構成の見直し等により売上原価率の改善を図り収益性の向上を目指しております。調達資金は年内4店舗(105百万円)及び平成27年の出店予定である3店舗(80百万円)に使用する予定です。

当社は、上記項目への資金の活用により事業基盤の安定化を図ると同時に、業容の拡大に大きな寄与をもたらすものと考えており、株主をはじめとするステークホルダーの皆様のご期待に応えられるものと考えております。

しかしながら、出店の形態が賃貸を主としていることから新規に出店する時期・場所については、応募しても応募者が複数いる場合には必ずしも入居が確定しないことなどから変更される場合があります。手取金につきましては、実際に支出するまでは銀行預金とし、安定的に管理いたします。また、本新株予約権については、その性質上行使価格が市場価格を上回っている状況においては、行使が進まない状況になり、このような状況が継続する場合には、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があります。そのような場合には、新規出店を中止または延期するなどの事業計画の見直しを行う必要性があります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a．割当予定先の概要

名称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
本店の所在地	東京都千代田区大手町二丁目6番2号
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 浦谷 元彦
資本金	10百万円
事業の内容	投資事業
主たる出資者及びその出資比率	浦谷 元彦 100%

b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

c．割当予定先の選定理由

(1) 割当予定先を選定した理由

マイルストーン社を今回の割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。

当社はこれまで、事業の進捗を図るため必要となる資金の調達方法について、どのような方法が当社にとって最良の資金調達方法であるかを検討してまいりました。また、割当予定先の選定にあたっては、第一に純投資を目的として、当社の事業内容や中長期事業計画について当社の経営方針を尊重していただけること、第二に最終的に市場で売却することにより流動性向上に寄与していただけることを優先し、資金調達が適時に行われること、必要な資金が確保できる可能性が高いことを前提として、複数の割当予定先となり得る事業会社、投資会社等との協議・交渉を進めてまいりました。なお、マイルストーン社とは、平成22年の当社の決算説明会に出席されて以来、年に2回程度の資金調達に関する協議・交渉を行ってまいりました。

このような検討を経て、当社は、平成26年8月13日開催の取締役会決議においてマイルストーン社を割当予定先とする第三者割当の方法による新株予約権の発行を行うことといたしました。マイルストーン社は、平成21年2月に、代表取締役の浦谷元彦氏により設立された、東京に拠点を置く投資事業を目的とした株式会社であり、既に日本の上場企業数社で新株予約権の引受けの実績があり、払込みも確実にっております。開示資料を元に集計すると、同社は設立以降本日現在までに、当社を除く上場企業約30社に対して、第三者割当による新株式、新株予約権及び新株予約権付社債の引受けを行っている実績があります。

マイルストーン社がこれまで引受けを行った新株予約権は主に行使価額と目的株式数が固定された新株予約権であり、実質的に行使可能となるのは発行会社の株価が新株予約権の権利行使価額を上回る場合に限られます。発行会社の株価が権利行使価額を下回って推移する期間があることを勘案いたしますと、その行使実績からは、マイルストーン社による新株予約権の行使が市場動向に応じて適時に行われていることが推認できます。

したがって、マイルストーン社を割当予定先として選定することは、適時の資金確保を図るという本新株予約権の発行目的に合致するものと考えております。また、本新株予約権は、下記の(3)及び(4)に記載したとおり、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となるため機動的な資金調達が期待でき、現在、当社が採り得る資金調達手段の中でもっとも適した条件であり、資金調達の可能性が高いものであると判断し、今般同社を割当予定先として選定することといたしました。

(2) 本新株予約権の発行の目的及び理由

当社は、収益力の高い経営基盤構築を念頭におき、高級料理といわれるステーキやその他肉類を中心とした加熱料理を、感熱センサー付電磁調理器を用いた独自の店舗運営システムにより、手頃な価格で素早くお客様に提供するペッパーランチのフランチャイズ展開を中長期的に進めるとともに、ペッパーランチの成功要素を取り入れた業態「ペッパーランチダイナー」、「92's（クニズ）」、フードコートタイプの「炭焼ハンバーグステーキに」、フードコート日本初のサラダバーを併設した新業態「東京634バーグ」、などのペッパーランチ事業やオーダーカットステーキ店の「炭焼ステーキに」、とんかつ店の「こだわりとんかつ かつき亭」、牛たん専門店の新業態「牛たん仙台なとり」、炭焼き立ち食いステーキの新業態「いきなり！ステーキ」、国産カルビ専門焼肉店の新業態「いきなり！カルビ」などのレストラン事業や、とんかつソース、冷凍ペッパーライス等の商品販売事業を行っております。（直営店60店、委託店6店、フランチャイズ店86店、海外店176店（平成26年6月末日現在））

当社は、上記のような業態の店舗を数多く出店しておりますが、その中で、昨年12月に本格炭火焼き厚切りステーキを立ち食いで提供する新業態「いきなり！ステーキ」を銀座4丁目にオープンしました。さらに2号店となる銀座6丁目店を今年1月にオープン、3号店となる吾妻橋店を当社本社前に研修店も兼ね3月にオープン、4号店となる渋谷桜丘店を6月にオープン、5号店となる神田南口店を7月にオープン、6号店となる六本木店を六本木交差点のアマンド隣にオープン、7号店となるプレナ幕張店をプレナ幕張1Fレストランフロア内にオープンしました。この業態は、テレビ、新聞などのメディアに多く取り上げて頂き、いずれの店舗もお客様に高い支持を頂いております。「いきなり！ステーキ」は、設備投資金額がほぼ同等のペッパーランチ業態に比べ、売上高は、約4倍から6倍となっており、投資効率は高いと判断しております。そこで、更なる収益基盤を向上させるために、「いきなり！ステーキ」の出店を加速する方針を固め、年内30店舗出店に向けたプロジェクトを発足させました。また、牛たん専門店の新業態「牛たん仙台なとり」においても、合計6店舗がオープンし、立地によって様々ではありますが、内4店舗は、売上、営業利益率ともに高く、特に好調なフードコート形態である和歌山店に関しては、売上高はペッパーランチ事業のフードコート形態店舗に比べ約4倍から5倍の売上高となっており、営業利益率約20%を計上する好業績となっております。内2店舗は現在メニュー価格や食材構成の見直し等により売上原価率の改善を図り収益性の向上を目指しております。

以上のような状況を鑑み、「いきなり！ステーキ」、「牛たん仙台なとり」を中心とする新規業態の出店を加速させる意思決定を行っております。なお、調達される資金を同業態の新規出店費用に充当して、より一層の当社企業価値の向上を目指すとともに、自己資本の充実、強固な財務基盤を確立させ、業容の拡大を図ります。今回の資金調達は既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。

(3) 本資金調達を選択した理由

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、第三者割当による本新株予約権の発行により資金調達を行うことが最適であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

その他の資金調達方法の検討について

当社は、この度の資金調達に際して、銀行借入、公募増資、第三者割当増資等の資金調達手段を検討いたしました。間接金融（銀行借入）による資金調達は、与信枠や借入コストの問題もあり、また自己資本比率の低下を招くとの理由から、既存株主の皆様の株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、直接金融による資金調達方法を選択し、その検討を行いました。その検討において、公募増資については、調達に要する時間及びコストが第三者割当増資より割高であること、また、第三者割当増資による新株式の発行については、将来の1株当たりの期待利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられ、また、主要取引先を中心に第三者割当増資による新株式の発行の検討を行いましたが、引受の了承を得られる先で必要資金を満たすことは困難であったため、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

当社といたしましては、新規出店のための資金を確保するために一定規模の資金調達が必要であるため、また、上記の理由から今回の割当予定先に対する新株予約権の発行という方法を資金調達の手法として選択いたしました。本新株予約権の発行により調達される資金を最大限に有効活用し、今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を図ることを企図しており、今回の資金調達は既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。

本資金調達方法（第三者割当による新株予約権発行）について

本資金調達方法は当社が主体となり一定の条件のもと新株予約権の行使指示を行うことができることが大きな特徴であり、また、下記に記載のとおり既存株主の皆様の株式価値の希薄化に一定程度配慮するスキームとなっていることから、現時点において他の増資施策と比較して優れていると判断いたしました。また、本資金調達の検討にあたり具体的に当社が新株予約権の割当予定先に求めた点として、純投資であることの表明と実際に純投資実績を有すること、株主価値の急激な希薄化をもたらさないこと、大株主として長期保有しないこと、株式流動性の向上に寄与するとともに予期しない株主の出現を防ぐために、取得した株を相対取引ではなく市場で売却すること、環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達手段を見出せた場合

に迅速に買戻しが実行できるように取得条項を付すこと等であります。マイルストーン社との協議の結果、同社からこれらの当社の要望を受け入れた上で本資金調達に応じることが可能であるとの回答が得られました。結果として、当社が選択した本資金調達方法は、他の資金調達方法と比較して以下の点が優れているものと判断しております。

1. 株式価値希薄化への配慮

割当予定先は純投資目的であるため、当社の業績・株式市場環境により株価が行使価額を上回らない場合、本新株予約権の行使は行われません。株価が権利行使価額を上回った場合、割当予定先であるマイルストーン社は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、大株主として長期保有しないことを担保するため、本新株予約権の発行決議日(平成26年8月13日)時点における当社発行済株式総数(2,884,400株)の10%(288,440株)を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。また一方で、行使価額を一定以上上回った場合には、当社が割当予定先に対し、一定割合の行使指示が可能な条項を付しております。これらにより、既存株主の皆様様の株式価値希薄化に配慮しつつも資金調達が可能と考えております。

2. 流動性の向上

本新株予約権の行使による発行済株式総数は、当社発行済株式総数の10.89%(314,000株)であり、割当予定先による新株予約権の行使により発行される当社株式を、順次市場にて売却することで、流動性の向上が見込まれます。

3. 資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、当社取締役会決議により発行価額と同額で割当予定先から当社が取得することが可能となっております。また、本契約においては、割当予定先に割り当てられる本新株予約権の半数を上限として、当社が割当予定先に対し、他の第三者への譲渡指示を行うことが可能となる条項が規定されます。当社といたしましては、「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由 (1) 割当先予定先を選定した理由」に記載のとおり、マイルストーン社が割当予定先として最適であると考えており、現時点においては、本新株予約権の譲渡指示を行う予定はございませんが、当社はより有利な割当先が確保できた場合はそちらに切り替えることが可能となります。

4. 行使の促進性

本契約においては、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となる後述の「(4) エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について」に記載する特徴を盛り込んでおります。本新株予約権が行使され、自己資本が増加することにより財務基盤が安定し、新たな借入等による資金調達の検討を行うこともできます。従いまして、当社といたしましては、本資金調達スキームを実施し時機を捉えた事業資金の投入により、経営基盤の強化を着実に推進するとともに早期に業績向上させることで自己資本の充実を図ることが、既存の株主の皆様をはじめステークホルダー各位の利益向上に繋がるものと考えております。

(4) エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について

本新株予約権のエクイティ・コミットメント・ラインは、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、既存株主の皆様様の株主価値の希薄化の抑制を図りつつ、具体的な資金需要が決定された時点において機動的な資金調達を実行することを目的として設定されており、以下の特徴があります。

行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、行使価額及び対象株式数の双方が固定されていることから、既存株主の皆様様の株主価値の希薄化に配慮したスキームとなっております。発行当初から行使価額は3,186円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から314,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

行使指示条項

本契約においては、以下の行使指示条項が規定されております。

すなわち当社は、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)のマザーズにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の一定割合を超過した場合、市場環境及び他の資金調達手法等を総合的に検討し、当社普通株式の出来高数に連動した一定個数を上限に、当社が本新株予約権の行使を指示することができます。行使指示を受けた割当予定先は、原則として10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使するため、当社の資金需要に応じた機動的な資金調達が期待されます。

具体的には、当社は割当予定先との間で締結される本契約に基づき、当社の裁量により割当予定先に10日以内に行使すべき本新株予約権数を行使指示することができます。

各行行使指示は、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)のマザーズにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%(4,141円)を超過した場合に、発行要項に従い定め

られる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日のマザーズにおける当社株式の出来高の15%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

また、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)のマザーズにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%(4,779円)を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日のマザーズにおける当社株式の出来高の20%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

なお、行使指示の株数は直近7連続取引日(条件成就日を含む。)の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計が、マイルストーン社と当社の代表取締役社長である一瀬邦夫が締結した株式貸借契約の範囲内(100,000株)とすることとしております。

行使制限条項

本新株予約権には、本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日(平成26年8月13日)時点における当社発行済株式総数(2,884,400株)の10%(288,440株)を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使制限条項が付されております。

かかる行使制限条項により、割当予定先が当社との合意に反して大株主として長期保有することを防止することができ、また、過度な一度の大量行使による希薄化を防止することも可能となります。

取得条項

本新株予約権には、本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも、一定の手続を経て、当社は本新株予約権1個当たりにつき本新株予約権1個当たりの払込価額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当てで発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。また、当社取締役会の承諾を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、上記記載の行使指示条項を含む本契約上の割当予定先の地位が譲渡先に承継されることとなっております。

また、当社取締役会の決定により本新株予約権の半数を上限として譲渡を指示することができます。

d. 割り当てようとする株式の数

マイルストーン社に割り当てる本新株予約権の目的である株式の総数は314,000株であります。

e. 株券等の保有方針

マイルストーン社からは当社の企業価値向上を期待した純投資であり、長期保有は行わない旨の意向と伺っております。本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針と伺っております。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、平成25年2月1日から平成26年1月31日に係るマイルストーン社の第2期事業報告書を受領し、その損益計算書により、当該期間の売上高99億68百万円、営業利益が80百万円、経常利益が73百万円、当期純利益が2百万円であることを確認し、また、貸借対照表により、平成26年1月31日現在の純資産が98百万円、総資産が17億54百万円であることを確認いたしました。また、当社はマイルストーン社の預金口座の通帳の写しを受領し、平成26年7月24日現在の預金残高が3億91百万円であることを確認し、財務諸表の各数値及び預金口座残高を確認いたしました。

なお、本新株予約権の行使に当たっては、マイルストーン社は、基本的に新株予約権の行使を行い、上記「第1[募集要項] 1[新規発行新株予約権証券(第2回新株予約権証券)] (2)[新株予約権の内容等] 注1 本新株予約権の行使指示」に記載した下記株式貸借契約に基づいて借り受けた当社株式を市場で売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはなく、また、その円滑な実施のために、当社の代表取締役社長である一瀬邦夫との間で、当社株式の貸借契約を締結します。マイルストーン社は、当社以外の会社の新株予約権も引き受けておりますが、それらの会社においても

当社と概ね同様のスキームで、新株予約権の行使により取得した当該会社の株式を売却することにより、新たな新株予約権の行使に必要な資金を調達することが可能である旨を聴取により確認しております。

以上より、当社は割当予定先が本新株予約権の発行価額総額の払込みに際して問題ないと判断いたしました。

g. 割当予定先の実態

当社は、マイルストーン社から、反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。当社においても外部機関に調査を依頼し、同社が反社会的勢力との間における関係がない旨の確認書を得ております。割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)が反社会的勢力等とは一切関係がないことを独自に専門の調査機関(株式会社トクチョー 東京都千代田区神田駿河台3-2-1 代表取締役社長 荒川一枝)に調査を依頼し、確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

2【株券等の譲渡制限】

割当予定先であるマイルストーン社が、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3【発行条件に関する事項】

本新株予約権の発行価額の決定にあたり、当社は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング(代表取締役CEO野口真人 東京都千代田区霞が関3-2-5霞が関ビルディング30階)に新株予約権の価格の評価を依頼しました。当該算定機関は、本新株予約権の発行要項及び本契約に定められた諸条件、新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価、当社普通株式の価格の変動性(ボラティリティ53.10%)、満期までの期間(2年)、配当利回り(0%)、無リスク利率(0.065%)、発行会社の行動(基本的には割当予定先の権利行使を待つが、株価が行使価額の200%まで上昇した場合は、コールオプションを発動すること。なお、後述の割当予定先の行動を前提としているため、上述の[エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について]に記載の行使指示を前提としておりません。)及び割当予定先の行動(当社株価が権利行使価額を上回っている場合に随時権利行使を行い、取得した株式を1日当たりの出来高の約10%を上限に売却すること)を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした評価手法を用いて本新株予約権の評価を実施しており、新株予約権の1個当たりの払込金額を29,900円(1株当たり29.9円)と算定しています。当社といたしましても算定根拠は妥当であると判断しております。本新株予約権の発行価額について、当社は、第2回新株予約権の1個当たりの払込金額を第三者算定機関の算定結果である評価額29,900円と同額である29,900円としており、会社法第238条第3項第2号の有利発行には該当しないと判断しております。

本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日(平成26年8月12日)のマザーズにおける普通取引の終値3,540円を参考として1株3,186円(ディスカウント率10.00%)に決定いたしました。行使価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議し、また、資金調達の確実性を上げるためには行使価額を低く抑えることが有効であることを考慮しつつ判断いたしました。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均3,372円に対する乖離率は5.52%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均2,435円に対する乖離率は30.84%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均1,913円に対する乖離率は66.54%となっております。

本新株予約権の行使価額の決定方法について、取締役会決議日の前取引日終値を参考値として採用いたしましたのは、最近3か月間の当社株価(高値4,250円(7月28日)、安値1,507円(5月14日、5月15日))の変動が激しかったことに加えて、過去1か月平均、3か月平均、6か月平均といった過去の特定期間の終値平均株価を用いて行使価額を算定するのは、その時々々の経済情勢、株式市場を取り巻く環境、当社の経営・業績動向など様々な要因により株価が形成されることから、必ずしも直近の当社株式の価値を公正に反映していないと考えられるため、取締役会決議日の前取引日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。

当該判断に当たっては、前述のとおり第三者評価機関による評価書を参考に当社監査役全員(社内監査役1名、社外監査役2名)が、ブルータス・コンサルティングから説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定方法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、評価額は適正かつ妥当な価額と思われ、その評価額を踏まえて発行価額を決定していることより、ブルータス・コンサルティングによって算出された評価単価を参考に決定した発行価額は、割当予定先に特に有利でないと判断した旨の意見書を入手し、取締役会においても同様の判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
一瀬 邦夫	東京都墨田区	598,500	20.74%	598,500	18.71%
エスフーズ株式会社	兵庫県西宮市鳴尾浜1丁目22番13	411,000	14.24%	411,000	12.85%
マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社	東京都千代田区大手町二丁目6番2号	0	0.00%	314,000	9.81%
一瀬 健作	東京都墨田区	90,000	3.12%	90,000	2.81%
有限会社ケー・アイ	東京都墨田区向島3丁目44番4号	82,000	2.84%	82,000	2.56%
株式会社マルゼン	東京都台東区根岸2丁目19-18	52,100	1.80%	52,100	1.62%
フジパングループ本社株式会社	愛知県名古屋瑞穂区松園町1丁目50	44,300	1.53%	44,300	1.38%
資産管理サービス信託銀行株式会社(年金信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12 晴海アイランドトリトンスクエア アオフィスタワーZ棟	43,200	1.49%	43,200	1.35%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6-1	40,500	1.40%	40,500	1.26%
西岡 久美子	東京都江東区	40,000	1.38%	40,000	1.25%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB) 常任代理人 野村証券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9-1	30,100	1.04%	30,100	0.94%
計	-	1,431,700	49.63%	1,745,700	54.58%

(注) 1. 平成26年6月30日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成26年6月30日現在の発行済株式総数に、マイルストーン社に割当てる本新株予約権の目的である株式の総数314,000株(議決権3,140個)を加えて算定しております。

3. 上記の割合は、小数点以下第3位を切り捨てて算出しております。

4. 本新株予約権は、行使されるまでは潜在株として割当予定先にて保有されます。今後割当予定先による行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主の状況が変動いたします。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 資本金の増減

「第四部 組込情報」の有価証券報告書「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況」に記載の資本金は、当該有価証券報告書の提出日（平成26年3月26日）以降、本有価証券届出書提出日（平成26年8月13日）までの間において、以下のとおり変化しております。

年月日 (発生事由)	資本金		資本準備金	
	増減額 (千円)	残高 (千円)	増減額 (千円)	残高 (千円)
平成26年1月1日～平成26年3月31日 (注1)	741	720,228	741	676,784
平成26年3月26日 (注2)	-	720,228	676,043	741
平成26年4月1日～平成26年6月30日 (注1)	1,452	721,681	1,452	2,194

(注) 1. 新株予約権（ストック・オプション）の行使による増加であります。

2. 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金676,043千円を減少し、その他資本剰余金へ振り替えた後、同日付で会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金を減少し、繰越利益剰余金に振替え、欠損補填を行っております。

2. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の第29期有価証券報告書及び四半期報告書（第30期第2四半期）（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

3. 臨時報告書の提出について

組込情報である第29期有価証券報告書の提出日（平成26年3月26日）以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（平成26年3月31日提出の臨時報告書）

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく

1. 提出理由

平成26年3月26日開催の当社第29期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成26年3月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

当社定款第2条に定める事業目的の追加、第7条（単元株未満株式についての権利）の新設及び条文の新設に伴う条数の繰り下げを行うものであります。

第2号議案 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

資本準備金の額の減少に関する事項

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金676,043,222円の全額を取り崩し、その他資本剰余金に振替えるものであります。

剰余金の処分に関する事項

会社法第452条の規定に基づき、次のとおり上記資本準備金振り替え後のその他資本剰余金で繰越利益剰余金を欠損填補するものであります。

- ・ 減少する剰余金の項目及びその金額
 その他資本剰余金 676,043,222円
- ・ 増加する剰余金の項目及びその金額
 繰越利益剰余金 676,043,222円

資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の効力発生日
平成26年3月26日

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役として、一瀬邦夫、一瀬健作、菅野和則、芦田秀満、川野秀樹の5氏を選任するものであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、栗原守之氏を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

議決権を行使することができる株主の議決権の総数 28,771個

（単位：個）

決議事項	出席株主が行使した議決権の数	賛成	反対	棄権・無効	賛成率 (%)	決議結果
第1号議案	17,895	15,606	80	0	87.21%	可決
第2号議案	17,895	15,583	103	0	87.08%	可決
第3号議案						
一瀬 邦夫	17,895	15,584	102	0	87.09%	可決
一瀬 健作	17,895	15,585	101	0	87.09%	可決
菅野 和則	17,895	15,585	101	0	87.09%	可決
芦田 秀満	17,895	15,593	93	0	87.14%	可決
川野 秀樹	17,895	15,578	108	0	87.05%	可決
第4号議案						
栗原 守之	17,895	15,586	99	1	87.10%	可決

(注) 各議案が可決されるための要件は次のとおりであります。

第1号議案 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

第2号議案 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

第3号議案及び第4号議案 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 上記(3)の議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより各議案は可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、確認ができた一部の株主を除く当日出席株主の議決権の数は賛成、反対、棄権及び無効にかかる議決権の数には加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第29期)	自 至	平成25年1月1日 平成25年12月31日	平成26年3月26日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第30期第2四半期)	自 至	平成26年4月1日 平成26年6月30日	平成26年7月25日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年 3月26日

株式会社ペッパーフードサービス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福原 正三 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大田原 吉隆 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ペッパーフードサービスの平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ペッパーフードサービスの平成25年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ペッパーフードサービスの平成25年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ペッパーフードサービスが平成25年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年7月25日

株式会社ペッパーフードサービス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福原 正三 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大田原 吉隆 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ペッパーフードサービスの平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第30期事業年度の第2四半期会計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)及び第2四半期累計期間(平成26年1月1日から平成26年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ペッパーフードサービスの平成26年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。